持続化給付金等の申請でお困りの方へ

東京都行政書士会立川支部では、新型コロナ対策関連の給付金や協力金・補助金等の申請でお困りの方のサポートをしています。

お近くの行政書士か、下記の事務局までご連絡ください

行政書士会立川支部事務局　TEL　０４２-５６４－８２１０
（西村行政書士事務所内）　FAX　０４２-５６４－８２１０

感染症拡大により、影響を受けた事業者に対して、「持続化給付金」が支給されています。
申請の仕方がわからないといった相談が多くなっております。
協力金や各市町村といった自治体も各種補助金や家賃補助がされています。
また、給付対象も拡大されています。
是非、行政書士にご相談ください。

例えば、持続化給付金の場合

法人は 200 万円が上限、個人事業主は 100 万円が上限

※昨年 1 年間の売上からの減少分が上限となっており、
申請月については、ご注意ください。
計算方法：前年の総売上ー（前年同月比▲50%月の売上×12 カ月）

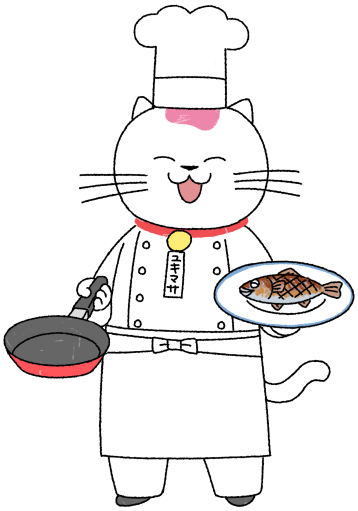

日本行政書士会連合会　公式キャラクター ユキマサくん

日本行政書士会連合会　公式キャラクター ユキマサくん

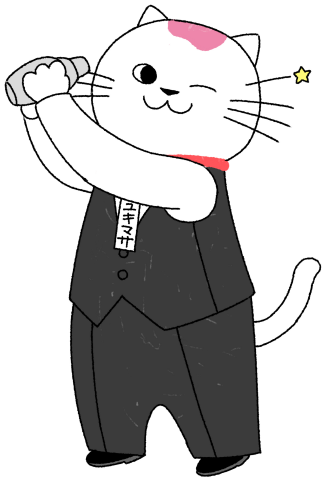

日本行政書士会連合会　公式キャラクター ユキマサくん

行政書士会立川支部は、立川市、国立市、東大和市、武蔵村山市の行政書士で構成されています。

こんな新型コロナウイルス関連の補助金や助成金もあります。

１　小規模事業者持続化補助金・コロナ対応型
販路開拓に取組む事業者向け
補助上限１００万円
補助率2/3か3/4（内容によって補助率が異なる）

２　業態転換支援事業
飲食店業者が宅配サービスやテイクアウトを始めるための補助金
上限１００万円　補助率4/5

３　事業継続緊急対策（テレワーク）助成金
上限額２５０万円
助成率10/10

各市などでも支援事業があります。

例えば立川市では中小企業緊急家賃支援金
国立市では中小企業等経営支援金

それぞれ、公募期間や要件が異なります、お近くの行政書士または行政書士会立川支部事務局までご連絡ください。